



# ここにこ通信

H30.5.1発行

配布場所：JR大森駅(火曜日)

JR大井町駅(木曜日・金曜日)

発行者：品川区議会議員 こんの孝子

※議会の都合などで予定通り配布できない場合があります。ご容赦下さい。郵送ご希望の方は、お気軽にお声をおかけ下さい!

連絡先 TEL03 (5742) 6817 FAX03 (3774) 3366  
Eメール t.konno@shinagawa-komei.org



## Shinagawa Photo Diary

船の科学館にある南極観測船「宗谷」。今年  
は竣工から80周年の  
記念すべき年です!5月  
3日から企画展が行わ  
れます。



## 品川区における民泊の考え方

戸建て住宅や共同住宅の全部あるいは一部を活用した宿泊サービスを提供する『民泊』。宿泊サービスを提供したい人と旅行者など利用したい人を、インターネットなどでマッチングするビジネスが世界的に展開されており、日本でも急速に普及しています。

そこで今や2,000万人を超す訪日観光客を受け入れている我が国は、2020年東京オリンピック・パラリンピックを真近に控え、更なる訪日観光客のための宿泊収容数の確保を優先課題の1つとしてきました。こうした中、民家を宿泊施設として利用する民泊が大きくクローズアップされ、観光立国を目指す我が国では、平成29年6月9日『住宅宿泊事業法』が成立され、平成30年6月15日施行となりました。



### 住宅宿泊事業法の概要

- ①住宅宿泊事業法を行うには、都道府県知事等(特別区長)に届け出をする。
- ②宿泊日数：年間180日(180泊)を上限とする。
- ③住宅宿泊事業を行う届出の開始日：平成30年3月15日
- ④住宅宿泊事業の開始日(宿泊の開始)：平成30年6月15日



品川区は、こうした国の動きを踏まえ『品川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例』を制定しました。

### 品川区の基本的な考え方

- 1. 住みやすい生活環境を確保するため、条例により独自の規制を実施する。
  - ①年間180日民泊できる地域は、商業地域と近隣商業地域に限定する。
  - ②上記以外の地域は、月～金は規制し、土日のみに限定する。
- 2. 区・住宅宿泊事業者・宿泊者等の責務を明確にする。



### 【責務】

- ▶品川区
- ▶住宅宿泊事業者
- ▶宿泊者

#### 【第3条 品川区の責務】

区は、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するため、警察・消防等の関係機関と連携し、住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図る。

- ③区分所有建物の場合は、宿泊事業に係る標識の掲示場所等について、事前に当該建物の管理組合と協議すること。
- ④事業実施に伴い生じた廃棄物処理については、自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ⑤周辺地域の区民からの苦情等に対応した場合には、速やかに、当該苦情等や対応内容を記録し、3年間保存しなければならない。



#### 【第5条 宿泊者の責務】

宿泊者は、届出住宅の周辺地域の区民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

#### 【第4条 住宅宿泊事業者の責務】

- ①住宅の宿泊者に対し、火災等緊急事態の発生時における避難・救急医療等の情報提供体制を確保すること。
- ②周辺地域の区民に対し、事前に事業計画を周知し、周知に係る記録を作成すること。

## カラスの威嚇や攻撃に困っていませんか？

カラスは繁殖期(およそ3月下旬～7月上旬)になると、巣を作り、子育てを行います。そのため、この時期の親カラスは自分のヒナを守るために、巣や巣から落ちたヒナの近くを人が通ると威嚇したり攻撃することがあります。

### ●カラスに威嚇・攻撃されないためには…

- ①巣やヒナを避けて歩き、カラスを刺激しない。

- ②カラスは後ろから頭をめぐらして攻撃してくるので、傘や帽子で頭を守る。
- ③羽の接触を恐れるので、傘など棒状のものを頭の上にあげる。

威嚇など激しい場合は、総合窓口までご相談ください。

●カラス・外来種総合窓口 ☎3777-1157

【問合せ】環境課 指導調査係 ☎5742-6751

